



村議会臨時会を開く

穴内川電源開発水利使用

知事

第二十四回大豊村議会臨時会は十二月十六日に開かれ、「穴内川筋発電水利使用について」の知事諮詢に對する答申案に付、審議した。

いわては企業者をして基準額を明示し村並に地元側に對策委員会が納得せぬ限り水利使用を許可しないこと。

二、公共的補償についてはその大綱が妥決しない限り水利使用を許可しないこと。

三、個人その他の補償につ

いては企業者をして基準額を明示し村並に地元側に對策委員会が納得せぬ限り水利使用を許可しないこと。

四、水利使用許可後に於て

発生した補償その他希望

事項についても知事は責

任を以つて解決することと

五、地区住民に対し漁業補

償をなすこと。

六、以上基本的事項に関し

事項についても知事は責

任を以つて解決することと

七、事実認可前(附帶工

事)を含む)に全額支払いを終ること。

八、公的補償についてはその大綱が妥決しない限り水利使用を許可しないこと。

九、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十一、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十二、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十三、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十四、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十五、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十六、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十七、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十八、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

十九、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十一、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十二、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十三、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十四、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十五、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十六、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十七、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十八、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

二十九、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十一、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十二、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十三、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十四、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十五、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十六、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十七、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十八、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

三十九、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て

四十、個人その他の補償につ

いては知事の責任に於て